

# シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

## アメリカにおける可視化～イントロダクション

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

“You have the right to remain silent.” “You have the right to an attorney.” アメリカの映画であれば、逮捕のシーンで必ず警察官の口から発せられる言葉である。これらに加えて、自らの供述が将来の法廷で不利益に用いられる可能性があること、金銭的余裕がなければ国費で弁護人が付されることを告げるのが、いわゆる「ミランダ警告」である。

アメリカでは、身体拘束下における最初の取調べ前に、このミランダ警告がなされ、被疑者には弁護人選任権（ひいては立会権）があることが捜査機関から明確に告知される。警告内容はカードで手渡され、放棄する場合は裏面に署名をすることが多い。

では、実際に弁護人は取調べに立ち会うのか？ 答えは「No」である。弁護人が取調べに立ち会うことは、まずない。

では、被疑者が弁護人の立会を求め、弁護人が立ち会わない場合に、取調べはどうなるのであろうか。答えは「全くされない」である。つまり、アメリカのミランダ警告によって保障される弁護人立会権の実質は、取調べ拒否権なのである。

アメリカでは事件の大半（約95%ともいわれる）は、自己負罪型司法取引により終了する。弁護人は、捜査機関に握られている情報が少なければ少ないほど、有利に交渉が進められると考えている。幸い自白の有無は、保釈の判断とはリンクしない。量刑が決められる際も、自白の有無は大きな要素ではない。逮捕後に被疑者が供述するメリットは、否認事件であるか否かにかかわらず、皆無であると言ってよい。そうであるなら、捜査段階の方針は容易である。逮捕されれば、「弁護人と呼んでくれ」といえばよいだけである。取調べは終了し、虚偽自白や、ニュアンスの違う供述をさせられることはない。めでたし、めでたし…

ではない。驚くべきことに、大半の被疑者（約80%と

もいわれている）がミランダの諸権利を放棄して、取調べに応じてしまうのである。そして、不利益な（虚偽）自白をしてしまうのである。そうなれば、事実関係を争うことは当然難しくなる。有利な司法取引をすることも難しくなる。そうであるにもかかわらず、放棄してしまうのである。

放棄が得られれば、取調べが始まる。逮捕によって社会と隔離し、被疑者の言い分をとにかく否定し、否認のデメリットを最大化して説得し、認めるデメリット（有罪判決及び刑罰）を最小化して説得する。時には証拠に関する虚偽を述べ（DNAが出たと嘘をつくこともアメリカでは認められている）、とにかく事実を認めさせる。一旦事実を認めれば、誘導尋問で、被疑者の知らない事実を与え、それらしい詳細なストーリーをそれとなく教え込み、最終的には一見説得力のある詳細な自白を獲得する。

かくして、ミランダという強力な人権保障装置があるにも拘わらず、それが放棄されることにより、アメリカの状況は我が国とよく似た状況に立ち返ってしまうのである。その結果、そもそもミランダ放棄が任意だったのかという問題もさることながら、ミランダ放棄後の被疑者供述の任意性がアメリカにおいても問題となるのである。実際、アメリカのイノセンスプロジェクトが雪冤を果たした事件のうち、実に約25%で虚偽自白がなされている。

では、どのようにして虚偽自白を防ぐのか。その答えは、アメリカにおいても「取調べの可視化」に求められた。そして、現在多くの州で「取調べの可視化」を求める運動、判決、立法化が進められている。

筆者は、2016年7月から、日弁連の留学制度を利用し、カリフォルニア州立大学バークレー校での留学の機会を得た。本号以下では、甚だ不十分ながら、筆者の体験できた範囲で、アメリカにおける可視化の実情を、できる限り生き生きと描き出したいと思う。